

令和5年度 各種奨学金(貸付型・給付型)の新規奨学生 募集中

令和5年度の貸付型及び給付型の新規奨学生を募集します。対象は、令和5年度内に大学や専門学校等に入学、又は引き続き在学する方で、無利息の貸付け又は給付を行います。

なお、選考のため、学業成績や家計状況、作文審査など、一定の審査基準を設けております。詳細については、各募集要項(石垣市HPに掲載及び事務局窓口にて配布)をご参照ください。

ホームページ



- ①石垣市奨学貸付金 貸付額：5万円/月 又は 7万円/月 採用者数：5人(予定)
※希望者へ入学一時金の貸付け有り(30万円又は50万円)。
- ②石垣市奨学給付金 給付額：5万円/月 採用者数：3人(予定)
- ③桃原用昇奨学給付金 給付額：5万円/月 採用者数：1人(予定)

【募集期間】11月30日(水)まで(土・日・祝日を除く)
受付時間：8:30～17:15(12:00～13:00を除く)
【受付窓口】教育総務課 ☎0980-87-5077



就学援助 新入学学用品費(入学準備金)の入学前支給について

新たに、令和5年4月に小学校及び中学校へ入学するお子様の保護者で援助が必要と認められた方に新入学学用品費(入学準備金)を入学前に支給します。

【援助を受けることができる方】

- ◆①～③のいずれかに該当する、市立小学校に令和5年4月入学予定のお子様の保護者
- ◆①～③のいずれかに該当する、市立中学校に令和5年4月入学予定の私立・県立小学校6年生の保護者
 - ①本市に居住し、生活が困窮していると認められる方
 - ②本市に居住し、生活保護を令和3年4月1日以降に停止又は廃止になった方
 - ③本市に居住し、現在兄弟姉妹が本市の就学援助を受けている方

※小学校6年生児童の保護者で現在本市から就学援助を受けている方は申請の必要はありません。

※コロナ禍の影響については、今回より特殊事情として考慮しない可能性があります。

【申請期間】令和4年11月7日(月)～25日(金) 期限厳守!

【申請に必要な書類】

- ①「令和4年度 就学援助申請書」
- ② 振込口座の通帳・カード等のコピー

ホームページに
記入見本あり

- ◎令和4年1月1日時点で、島外に住所を有していた方のみ
- ◎転職・退職や病気等により、収入が少ない世帯のみ
- ③「所得課税証明書」(令和3年の収入情報)
・18歳以上(学生・生徒を除く)の世帯全員分
・マイナンバーの記載のないもの
- ④ 障害者手帳(コピー)、病気にかかる診断書等
- ⑤ 退職証明、収入見込証明、給与明細(複数月)等

※①と②はすべての申請者が提出する必要があります。③～⑤は対象者のみ提出してください。

※兄弟姉妹が、石垣市の就学援助を受けている場合は、①②のみ提出です。

※審査により支給の可否を決定します。必ず援助が受けられるとは限りません。

※今回の申請は入学準備金に対してのものとなります。4月以降の就学援助については別途申請が必要です。

【認定及び支給時期】

令和5年2月(予定)

【申請・問合せ】学務課 ☎0980-83-0355

詳細・Q&Aは
ホームページで

